高齢者虐待防止のための指針

株式会社 楓 つむぎケアグループ

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持および人格の尊重に深刻な影響を及ぼすものであり、防止に向けた必要な措置を講じる。 当事業所では、入居者への虐待を重大な人権侵害であり犯罪行為であると認識する。高齢者虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防および早期発見を徹底するため本指針を策定し、全職員は本指針を遵守して業務にあたる。

2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生防止等に取り組むため「高齢者虐待防止委員会」を設置する。

① 設置目的

虐待等の発生防止・早期発見に加え、発生時における再発防止策を検討し、虐待防止措置を適切に実施することを目的とする。

② 委員会の構成

委員会は次に掲げる構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種の職員を参加させることができる。

- 施設長
- 介護職員
- 看護師
- 介護支援専門員

③ 委員会の開催

定期的に年 2 回以上開催する。また、必要に応じて随時開催する。

④ 委員会の役割

- 虐待に対する基本理念、行動規範等の策定および職員への周知
- 虐待防止のための指針・マニュアル等の整備
- 職員の人権意識向上のための研修計画の策定
- 虐待予防および早期発見に向けた取り組みの実施
- 虐待発生時の対応
- 虐待の原因分析および再発防止策の策定

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

権利擁護および高齢者虐待防止に関する知識の普及・啓発を図り、取り組みを徹底するため、以下のとおり研修を実施する。

① 定期的な研修の実施（年 2 回以上）
② 新任職員に対する研修の実施
③ その他必要な教育・研修の実施
④ 実施した研修の内容（資料）および出席記録の作成・保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村へ報告するとともに要因の除去に努める。事実確認の結果、発生要因が職員にある場合は、役職等の如何にかかわらず厳正に対処する。

② 緊急性の高い事案においては、行政機関および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利および生命の安全確保を最優先とする。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

① 入居者、家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従い対応する。相談窓口は管理者とする。

② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげる。

③ 事業所内虐待は外部から把握しにくい特性があることを認識し、職員は日頃から早期発見に努める。委員会および担当者は職員に対し早期発見の意識付けを行う。

④ 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催して事実関係を確認し、必要に応じて関係機関へ通報する。

6 成年後見制度の利用支援

入居者およびその家族に対し、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供する。必要に応じて行政機関等の関係窓口や身元引受人等と連携し、成年後見制度の利用を支援する。

7 苦情解決方法

① 虐待等に関する苦情相談を受けた受付担当者は、速やかにその内容を管理者に報告する。

② 相談受付にあたっては個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。

③ 対応結果は相談者へ報告する。

8 当指針の閲覧について

本指針は、入居者および家族がいつでも施設内にて閲覧できるよう開示・備え付ける。

9 その他

内部研修のほか外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護およびサービス品質の向上に努める。

付則

- 2024 年 4 月 1 日 施行
- 2024 年 9 月 6 日 改訂
- 2024 年 10 月 11 日 改訂
- 2026 年 8 月 1 日 改訂